

## 平成25年度 函館市地域交流まちづくりセンターの 事務ブース使用団体を募集します

以下の内容で、事務ブースの使用団体を募集いたします。

### ■ 応募資格

事務ブースの応募資格は、函館市内に住所があり、市民活動を行うものあるいは行おうとするもので、函館市内に市民活動を行うための専用の事務所を持っていない方です。

※ 市民活動とは、営利を目的とせず、自発的に行われる公益的な活動であって、次のいずれにも該当しないものをいいます。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、および信者を教化育成することを目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを目的とする活動
- (3) 特定の公職(公職法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することを目的とする活動。

### ■ 事務ブースの使用期間

使用期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までです。

### ■ 事務ブースの概要

事務ブースの概要は

#### (1) 場所

函館市地域交流まちづくりセンター3階(貸しオフィスフロア、旧ロッカー室)及び4階(旧エレベーターホール)市民活動支援施設内にあります。(函館市末広町4番19号)

※使用する区画については、使用の許可が出た団体と協議のうえ決めさせていただきます。

#### (2) 面積と募集ブース数

面積は、各区画とも約4平方メートルです。全部で12区画募集します。(3階貸し

オフィスフロア8区画、3階旧ロッカー室2区画、4階旧エレベーターホール2区画)

(3)設備 各ブース内には、次の設備を用意しています。

事務ブース机1台 椅子1脚 スチール書庫1台

パーテーション(ドアはありません)

※3階旧ロッカー室は、2区画共同のドアが設置されています。

通信回線(3階貸しオフィスフロアは別途工事により ISDN、ADLS、NCV 対応可能です。3階旧エレベーターホール及び4階は通信回線の設備はありません。)

電気コンセント(20Aまで。大量に電力を消費する設備などは設置できません)

(4)利用料金

1区画あたり月額3,000円です。

※利用料金は、一ヶ月を単位として、当該月の利用料金は、前月の末日までにお支払いください。ただし、月の途中で使用を開始した場合の当該月の利用料金は、使用を開始する日までにお支払いください。

※高熱水費は、利用料金の中に含まれています。

※3階貸しオフィスフロアでの電話の設置やプロバイダ契約に伴う費用は、各自負担になります。

※3階旧エレベーターホール及び4階は電話及びインターネットのケーブルを引き込んでいないため、利用にあたっては各自、無線などにより行っていただきます。

※センター内に設置しているコピー機、印刷機、FAX などを使用する場合は、別途実費負担とさせていただきます。

(5)使用時間

午前9時から～午後9時までです。

12月31日～1月3日は休館日です。

なお、機材点検のため、月に1回程度、臨時休館する場合があります。

(6)駐車料金の減免

事務ブースを使用していただく方が、事務ブースを使用するために駐車場を使用する場合の駐車料金は、函館市地域交流まちづくりセンターの定める駐車料金(2時間まで無料。2時間を超えたら30分ごとに100円)の半額になります。

#### (7)活動報告書の提出

使用3ヶ月ごとと、使用期間満了後に活動報告書を提出していただきます。

活動報告書は、事務ブース使用者の活動を、より広く情報発信するために行います。そのため、函館市地域交流まちづくりセンター内に掲示させていただきます。

#### (8)その他

函館市地域交流まちづくりセンターは、施設内全面禁煙となっております。あらかじめ、ご承知おきください。

喫煙は、駐車場内に設置しているベンチ横の灰皿付近でお願いいたします。

### ■ 事務ブース使用団体の応募方法

事務ブースの応募を行う方は、次のようをお願いいたします。

#### ① 募書類の受付期間と必要書類について

ア 受付期間は、平成25年3月1日(金)から平成25年3月15日(金)までです。

イ 必要な書類は、以下の通りです。

応募団体は、「函館市地域交流まちづくりセンター使用許可申請書」に必要事項を記入のうえ、下記の書類を添えて提出してください。

[添付書類]

- ・団体概要書(活動内容が分かるようにお書きください)
- ・団体の規約および役員名簿
- ・平成25年度の事業計画書および収支予算書
- ・平成24年度の事業報告書および収支決算書  
(団体設立後1年を経過していない場合は、除きます。会計年度により事業計画・事業報告、予算・決算がでない団体の場合は、見込みの内容や額などが分かる資料を提出してください。)
- ・その他必要と認める書類

#### ②書類の送り先について

下記のところへ、持参または郵送してください。

〒040-0053 函館市末広町4番19号

函館市地域交流まちづくりセンター 1階インフォメーション

※郵送の場合は、平成25年3月15日(金)の消印有効です。

## ■ 使用団体の選考について

- ・事務ブースの使用の許可または不許可については、函館市地域交流まちづくりセンター運営委員会に諮問し、決定します。
- ・運営委員会は、応募書類をもとに公平・公正に審議します。
- ・審議の結果、使用の許可をされた団体が募集区分の数を上回った時は、許可された団体での抽選になります。

## ■ 選考の結果について

選考の結果は、応募団体に通知いたします。

## ■ お問い合わせ先

お問い合わせは

函館市地域交流まちづくりセンター（担当：丸藤）

電話 0138-22-9700 FAX 0138-22-9800

メール [toiawase@hakomachi.com](mailto:toiawase@hakomachi.com)